

令和5年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 令和5年2月6日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 日高 芳一
委 員 上原 有美江
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・放課後支援課長	高橋 裕之	・生涯学習課長	佐藤 秀夫
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	新井 秀成

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 壺内 明 委員 谷部 憲子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と谷部委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が8件、報告事項等が3件でございます。

それでは、議案等第1号「令和5年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第1号「令和5年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

まず、「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたため提出するものでございます。

なお、本日の議案等の第1号から8号までにつきましては、全てこちらと同様の理由でございますので、第2号以降につきましては、提案理由のご説明につきまして省略させていただきたく存じます。

別添予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

それでは、まず別添予算説明書の9ページをお開きください。こちらは令和5年度葛飾区一般会計予算説明書の歳入歳出予算事項別明細書の歳出でございまして、第8款教育費をご覧くださいますと、263億4,434万1,000円で、令和4年度当初予算との比較で3,260万6,000円の増額となっております。なお、こちらの予算説明書につきましては、大変分量がございますので、以降、予算説明書の後ろに添付してございます令和5年度当初予算主要事業概要（教育費）を用いまして、かつしか教育プランの基本方針に沿った内容で事業をまとめてございますので、そちらから新規・拡大事業を中心に説明を申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。まず1ページでございます。「基本方針1」につきましては、一番初めでございます「総合的な学力向上事業」でございます。こちらは、ICTの活用による個別最適化した子どもの学びや、PDCAサイクルに基づいた教員の授業改善の取組など、学力向上を総合的に推進するものでございます。

5年度は中学校におきまして、夏季休業期間に10日間、学習センターを開館するとともに、学習指導員を配置いたします。

また、朝学習の時間や家庭学習でタブレット端末を活用して学習できる映像教材を一部の中学校にモデル導入いたします。

予算額は9,692万6,000円でございます。

続きまして、その下、「体力向上のための取組」でございます。子どもが学校で運動する機会を増やす「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施するとともに、小学1年生の体育の授業においては、外部指導員による運動する楽しさや喜びを実感できる「小学校体力向上プログラム」を実施。また、中学校の保健体育の授業におきましては、外部有識者と連携いたしまして、体を動かす楽しさや喜びを実感できる「中学校体力向上プログラム」を実施いたします。

予算額は646万7,000円でございます。

続きまして、その下、「水泳指導の充実」でございます。

2ページをご覧ください。5年度は試行等を含めまして、24校が学校外の屋内温水プールを活用して水泳指導を実施いたします。また、受入先といたしまして、新宿地区に優先して学校が利用できる新たな屋内温水プールの整備を進めてまいります。

予算額は2億456万6,000円でございます。

その下の「基本方針2」につきましては、「学校施設を活用した放課後子ども支援事業」でございます。5年度は柴原小学校内に学童保育クラブを整備いたします。

また、わくわくチャレンジ広場につきましては、新たなサポーターやアドバイザーの確保に向けて、報償費の見直しなどを行うとともに、全ての小学校のわくわくチャレンジ広場に外国人の英語指導員を派遣いたしまして、学童保育クラブと連携しながら、月に2回程度、生きた英語に接する機会を設けてまいります。

予算額は3億9,644万円でございます。

3ページをご覧ください。「基本方針の3」につきましては、まず「学校施設の改築」でございます。適切な学習環境を確保できるよう改築を進めているところでございますが、5年度は引き続き（1）及び（2）に記載の学校で改築・改修を進めてまいります。

予算額は58億2,067万円でございます。

その下をご覧ください。「学校施設のバリアフリー化推進事業」でございまして、学校施設におけるバリアフリー化の取組を進めるものでございます。5年度は、小学校3校、中学校3校にスロープを設置するほか、小学校2校、中学校1校に車椅子利用者用トイレを設置いたします。

予算額は、2億5,786万2,000円でございます。

その下でございます。4ページにかけての記載となりますが、「学校適正規模の推進」でございます。こちらは葛飾区学校適正規模等に関する方針を踏まえ、学校の適正規模を確保し、子どもたちの教育環境の充実に向けた取組を検討するものでございます。5年度は、東四つ木地域におきまして、地域の方々と協議しながら学校適正規模に向けた取組の検討を進めるもので、予算額は1,254万6,000円でございます。

続きまして、4ページの中ほど、「学校給食費の完全無償化」でございます。こちらは、区立学校の設置者といたしまして、学校給食を安定的に供給することによりまして、児童・生徒の心

身の健全な発達を促すとともに、教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施するものでございまして、予算額は14億1,783万6,000円でございます。

続きまして、その下、「かつしかグローバル人材育成事業」でございます。こちらは英語によるコミュニケーション能力の育成を計画的に行うものでございます。(2)の「ALTを配置した外国語科及び外国語活動」におきましては、5年度は小学1、2年生のALTによる英語に親しむ時間を新たに設けるとともに、3年生から6年生のALTの配置時間数を増やします。また、特別活動として実施する英語クラブへの配置も可能とするものでございます。

5ページをご覧ください。(5)の「英語体験プログラムの実施」におきましては、小学校及び保田しおさい学校の5、6年生に加えまして、5年度は中学1年生を対象に、体験型英語学習施設を活用した英語体験プログラムを実施するものでございます。また、(6)の「中学生海外交流の実施」では、中学2年生を対象に年2回、タブレット端末等のICT機器を活用いたしまして、外国の現地学生とのオンラインによる交流を実施するものでございます。

予算額は1億7,250万6,000円でございます。

続きまして、その下、「教育情報化推進事業」でございます。5年度はかつしか教育情報化推進プランの計画期間が終了するため、6年度を始期といたします学校教育情報化推進計画を策定してまいります。

予算額は17億4,872万9,000円でございます。

続きまして、二つ下でございます。「日本語指導の充実」におきましては、従来の取組に加えまして、5年度は新たに夏季休業中に日本語の初期指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の理解を深める講座を行います。

予算額は4,612万9,000円でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。「不登校対策プロジェクト」におきましては、従来の取組に加えまして、「校内適応教室」を5年度新たに桜道中学校と亀有中学校に開設するとともに、6年度に向けて2校の開設準備を行ってまいります。

予算額は5,284万2,000円でございます。

続きまして、二つ下の「学校施設開放業務等の一部委託化」でございます。学校施設開放業務につきましては、順次、委託化を進めております。5年度は校庭遊び場開放については、8校増の26校。学校施設使用申請受付等につきましては、4年度と同数の4校、委託することとしておりまして、予算額は9,936万6,000円でございます。

続きまして、その下、「基本方針4」でございます。7ページをご覧ください。上から二つ目「(仮称)新小岩駅南口駅ビル区民事務所等整備」、そのうちの図書サービスカウンター設置でございます。こちらはJR新小岩駅の南口に建設される駅ビルの6階に、本年10月1日から「(仮称)新小岩駅南口駅ビル図書サービスカウンター」を設置いたしまして、図書館の利用登

録、予約資料の貸出、返却等のサービスを提供するもので、予算額は290万5,000円でございます。

8ページをご覧ください。上から二つ目、「スポーツ施設の利用しやすい環境整備」でございます。5年度は奥戸総合スポーツセンターの少年野球場の改修工事に着手いたします。

予算額は8,025万2,000円でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○**壺内委員** 2点ほどお伺いしたいと思います。

一つ目は、3ページの一番上の部活動・課外活動指導員について、地域移行ということで、これからどんどん全国的に進むのではないかと思います。地域によっては部活動の指導員不足といえますか、募集してもなかなか集まらないという中で、葛飾区として今後の見通しについて、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

もう一つは、4ページの学校給食費の完全無償化。葛飾区が、先頭きつての給食費の無償化ということで、親の反応はどうか、あるいは子どもたちの反応。そこをお聞きしたいなと思います。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** まず、ご質問いただきました、課外活動指導員の現状でございますが、今、区では地域の部活動への移行に向けての検討している前段といたしまして、中学校では顧問指導員、あるいは地域の技術指導者を積極的に活用して部活動を進めているというのが現状でございます。顧問指導員は30名程度、技術指導者は160名を超える皆様をお願いしておりますが、中学校は24校を合わせますと260以上の部活動を行っておりますので、まだまだそこでは指導者が足りないという状況でございます。

そこで、全国的には部活動の移行を進めていくという方針ではございますが、地域事情がなかなか伴わないということもありまして、現状としては「できるだけ早く移行する」、このような方針に、幾分国もトーンダウンしている状況がございます。葛飾区としては地元の地域クラブ、あるいは総合型の地域クラブをお願いをするという、まだその調整が図られているという状態ではございませんが、様々ある種目の中の特定の種目を、活動規模がある程度しっかりある学校を1校モデル校として、地域の指導者を入れて移行のやり方を考えるであるとか、あるいは学校の規模を考えまして、幾つかのグループをつくりながらそこに指導者が入れられるかどうかなどを、これから検討させていただくというそういう段階でございまして、一歩出ているか出ていないかというそんな状況をご認識いただきたいと思います。

これからさらに精力的には進めてまいりたいと考えております。

○教育長 学務課長。

○学務課長 学校給食費の完全無償化につきましては、いろいろな方面から大きな反響を頂いているところでございます。保護者の方からのご意見といたしましては、当初は「本当に来年から我々は支払わなくていいのですか」といったような確認のご連絡をいただいたりしたのですが、最近は特に兄弟が二人等いる親御さんから、給食費の負担というのは大きなものではあるので、非常に助かるといったようなご意見を多々頂いているところでございます。

学校給食費の完全無償化は、児童及び生徒の心身の健全な発達と教育環境の一層の充実を目的としてございますので、こちらも達成できるようにぜひしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 学校と子どもたちの反応というのはどうですか。まだ分からないかな。

○教育長 学務課長。

○学務課長 子どもたちからの反応というのは、正直なところ、なかなかこちらには入ってこないのですが、現場の教員からは、保護者負担がなくなるということで、事務的な軽減もございまして、また学校に来れば安心して栄養を満たした給食が全ての子どもたちに提供できるということで非常に安心をしているといったような意見を聞いているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○壺内委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、谷部委員。

○谷部委員 何点かございます。まず、総合的な学力向上事業の中の最初の項目です。「小学校の学習指導補助員を活用した取組」というところなのですが、これは今までにも増して人数が増員できるような、時間は多く入れるような予算付けがされるということでしょうか。

それから、2ページの「学校施設を活用した放課後子ども支援事業」のところも、外国人の英語指導員の位置付けと、どういった形で入っていくかということ、私も前回お聞きしてからいろいろ考えてはいたのですが、やはり高齢の方が多いわくチャレの事業だと、なかなか英語指導員の方が外国人の方だったりするとコミュニケーションがうまく取れなかったりするのではないかなということで、どういう形で持っていくかというのが、5年度からということなので、そこがもう少し煮詰まっているのかなということをお聞きしたいです。

それから、その下のページの学校地域応援団についてなのですが、学校の中でボランティアをやっている方、一生懸命なので、こういうことがやりたいということで少し先走ってしまったりという話も聞きます。図書の場合ですと、選書のことについて、学校が思っていることと違って

くるということがあると思うのですが、それを誰が指揮するのかというところは、やはり学校だ
と思うのですが、そこが少し曖昧で、コーディネーターさんもいろいろ迷っていらっしゃる、悩
んでいらっしゃるところがありますので、コーディネーターさんの相談窓口をはっきりし
ていただきたいのと、学校に、ボランティアに「ここまでやってほしい、ここはやらなくてもい
い」ということもはっきり年度初めには示すような、そんな仕組みもきちっと持っていたきたい
なと思っております。

最後に英語検定、中学2年生、3年生、年に1回分の検定料を助成するということですが、こ
れは今まではなかった事業なのかということと、今、小学校6年生にも漢字検定の助成がある
と思うのですが、目的が余りはっきりしないので、ちょっとどうなのかなと迷うところもあり
ます。受験などはっきりしている子は一生懸命取り組むのですけれども、そうでないとそのま
ま学校でやるからいいやという感じで、取組の状態が甘いような。特別な勉強というか、学
校の授業と違う指導も必要になると思いますので、中学生に持っていったほうが、目的
を持って学習できるのではないかなと思っています。実際小学校6年生で、どのぐら
いの級にどのぐらいのパーセントで合格しているかという数字は出ているのかなと思
いまして。学校で担任の先生が合格率だけを評価するとなると、自分のランクよりも
少し甘い級を受けたほうがいいということになりますし、学校の担任の先生によつて
は、6年生なのだから6年生に合った級をみんな受けようとなっているクラスもあ
って、その学級担任の指導の方法によって少し曖昧なところもありますので、何か
数字などが出ていたら教えていただきたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 まず、1ページ、「小学校の学習指導補助員」でございますが、こちらは拡充等
はなく、これまでの取組についてより一層執行率を上げていくということでございます。

それから、次のページでございまして、授業の中でのALT、またわくチャレの外国人英語
指導員の件でございますが、コーディネーターという会社側とこのALTをつなぐ役割の日本
の方がいらっしゃいます。ALTも片言の日本語は通じますが、指導内容ですとか、子
ども一人一人の特性ですとか、そういった細かいところまでは伝わらないところがござ
いますので、そのコーディネーターが間に立って、その指導に向けた計画ですとか、内
容を事前に細やかに打ち合わせをしていくというのが仕様書にも盛り込まれていると
ころでございます。

それから、英語検定の助成でございますが、令和2年度から既に取り組んでいる事業で
ございます。文部科学省が中学校卒業時に英検3級レベルまでを一つ目標に掲げている
ところでございますが、中学校はそれを目指しているということでございます。

そして、漢字検定の位置付けですが、委員ご指摘のとおり、具体的にこちらから、特
段6年生で何級というような目標を示しているということはなく、学校ごとの取組にな
っている現実がございます。現状、どの程度の取得率かというものを後ほどきちん
と調べましてご報告をさせてい

たきます。

ただ、一つ言えますことは、漢字検定や算数、数学検定等は努力の成果が結果に結びつきやすい取組でございまして、そういった自分が学習したことが成果として合格何級ということに表れるといった点では、大変意義のある取組だと思います。ただ、教育委員会として指導室側からも、各学校に取組の具体的な活用例のようなものをお示ししていく必要があると認識しておりますので、今後さらに深めてまいりたいと思います。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** わくわくチャレンジ広場の中の英語のプログラムについて補足をさせていただきます。学校の授業で行います英語教育は、担任の先生と併せてALTが補助員として活動するというものでございます。それが、わくチャレの中では、先ほどご心配をされました地域のサポーターの方が中心になるというのは、なかなか難しいことがあるかと思えます。

ですので、イメージとしましては、ある程度49校共通のプログラムで英語に親しむ、学習するというよりは親しむ、楽しむ、遊びの要素を強めた本物の英語に触れるというようなつくりをしたいと思っています。もちろんその時間については一緒に見守りをさせていただくこともございますけれども、子どもたちが英語に触れ合うものを月に2回出前で授業するというのが今の前提でございますので、サポーターさんへの負担については極力配慮しながら進めていきたいと考えております。具体的にそのプログラムをどうするかということは、今煮詰めているところでございます。

それから、学校地域応援団の中でのボランティアの方のお悩みといいますか、どこまでやっていいかとか、どこまでやるのかとか、その辺りについては学校長との連携が大変重要だと私も認識しておりますので、地域教育課からの発信をうまくしまして、学校長とも、地域ボランティアさんの意欲がマイナスにならないような動きができるようによく話をして進めていきたいと、現段階では考えております。

よろしく申し上げます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員、お願いいたします。

○**上原委員** いろいろ今説明していただいて、大体は分かるのですが、少し見えなかったところを質問させていただきたいのですが、2ページの一番下の「家庭教育支援事業」というのがありますけれども、これに関してどういうことをやっていくのか、教えていただけますか。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** 今、この事業でやっておりますのが、小学校へ入学する前のお子さんと保護者を対象に、元校長先生に講義をしていただくなどして、小学校へつないでいくときのご不安を取り除くというような目的で教室を行うというのが主立ったものとしてございます。

「家庭教育のすすめ」という冊子や概要版を作成していますので、そういう教室にお見えになった場合にはお配りをして、学校へうまくつないでいくというようなこともこの中ではやっているところでございます。

「家庭教育のすすめ」というのは、それ以外にも、今その年齢の段階でどういうことを子どもに教えたほうがいいのか、どう育てていくのかというようなことをまとめている内容でございますので、保護者への配布に努めているところでございます。この事業の中でやらせていただいております。

○**上原委員** 分かりました。この2行だけで書いてあると、何なんだろうと思ってしまうのです。主要事業概要に入っているのですでしたら、それなりに見えるものでないと、こちら側としては理解ができないので、ここに載せるのですでしたら、きちんとそういうことも具体的に書いていただかないと分かりにくいかなと思いました。

それともう1点は、新小岩駅南口駅ビルの図書サービスカウンターの設置というのがありますけれども、これはすごくいいと思います。駅前にそういうものがあるのとないのでは大きな違いで、図書を借りる人たちもすごく増えてくるのです。電車に乗っていると、意外に図書館で借りた本を読んでいる人がいるのです。葛飾区には、お子さんのいないご家庭もたくさんあるわけです。お子さんが必ずしもいるとは限らないし、また独身の方もいらっしゃる。そういう意味でいくと、返すときも駅前で返せる、借りるときもできるという、こういう利便性というのは、そういう人たちに葛飾区のサービスを受けているというのを感じさせるためには、とてもいいと思うのです。

見ていただくと分かるのですが、金町駅前に図書館ができましたよね。本当に利用されているのです。利用率がすごいと思います。昔からある立石図書館は、駅からちょっと離れている。それでも駅から5分ぐらいなので、お母さん方がお子さんの読み聞かせなどでかなり利用しているのです。そういう中から、小学校、中学校と上に行くところを勉強場所にしていくという。だから、駅前などにそういうものが増えるというのはすごくいいことだと思うのです。

勉強できるような場所、帰りに駅前で少しでもいいから宿題をやって帰ろうとか、家に帰ると宿題をやらないからとかそういうのもあると思うのです。

これから整備の報告があるとは思いますが、もし新小岩のところ、場所が少しでも空いているようでしたら、会議室などを設けるのではなくて、できたらそういうことに利用できるようにしていただけるといいかなと思うのですが、ここは誰がやるのでしょうか。教えていただけたら。

○**教育長** 中央図書館長。

○**中央図書館長** この後、庶務報告で内容をご説明する予定なのですが、その予定の資料の2ページ目に図面なども付けてございます。現状で申しますと、内容については決定されてござい

まして、図書館、区民事務所、多目的広場、多文化共生等地域活動に関するコーナーというような形で設置する内容も固まっております。

今の状況で学習室を入れるというのは難しいところもございますけれども、おっしゃるように図書館では学習する部屋、重要だと考えておりまして、空いている会議室を積極的に貸し出す試みを行っております。近頃は、開放しているというのが認知されて、より多くの学生さんに使われるようになってまいりましたので、その辺の活用をもう少し拡大していく方向で考えていけたらいいかなと考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 先走ってしまって、ごめんなさい。新小岩駅は乗降客がすごく多いのです。JRの駅ですし、もしかして江戸川区の人が使うかもしれないけれども、それはお互いさまだから。新小岩というところは、この前もテレビで住みやすい街3番目になっていたのです。すごいなと思ったのですが、乗降客の多いところだから、そこはメインでうまくできるだけ皆さんに使っていただけるようにやっていただければなと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 感想だけ申し上げたいと思いますけれども。事務局が大変努力されたなということを感じています。3千数百万円も、昨年より多く予算を計上されたというのは、すごい努力だと思うのです。これは説明責任を果たしていただいて、まさに学校現場の応援団でいらしていただいたなということをすごく感じます。

よって、葛飾区は特に新たな事業をたくさん持っているわけです。例えば、水泳指導であってもそうです。これを民間に委託して、そしてより効果的な指導をやろうという取組。来年は24校。すごいことだと思うのです。こういう実践をやっていくわけですから、ぜひ、それを成功させていただきたいなと思います。併せて学校施設に58億円の予算、これはすごいですよね。先日も小松中学校へ行きました。すばらしい施設です。ああいう、教育環境としてよりすばらしいものをつくり上げようとしているこの葛飾区、本当に評価されると思うのです。

子どもたちはそういうところで、生き生きとする。ましてや、今度は豊かなグローバル人材の確保ということから、小学校5、6年だけではなくて、中学校1年生も「TOKYO GLOBAL GATEWAY」でやるという、こういう計画なのです。これも大きな進歩だと思います。

ただ、中学3年生で3級の英検、これは絶対評価される。結果はどうなりましたと絶対に言われることです。ですから、それを予測して既にデータ化しておかれるといいのではないかなと思います。そのように考えながら新たな事業もできて、非常にこれはすばらしいなと思いますので、ぜひ教育成果を期待したいと思います。

感想です。よろしくお願いたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第1号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案等の第2号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第5号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第2号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第5号・教育費）に関する意見聴取」につきまして説明を申し上げます。

別添の予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答してまいりたいと考えております。

それでは、補正予算書の6ページ及び7ページをお開きください。まず、歳入でございます。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費補助金は、7ページをご覧くださいますと公立学校情報機器整備事業費が1,087万8,000円の増額でございます。こちらはヘルプデスクの開設準備等のICT運用支援やネットワークの一斉点検、応急対応などを行うための体制の整備に要する経費が補助対象でございまして、補助率は基準額3分の1でございます。

続きまして、8ページ及び9ページをご覧ください。第14款都支出金、第2項都補助金、第6目教育費補助金は、9ページをご覧くださいますと、公立学校情報機器活用支援体制整備事業費が1,087万8,000円の増額でございます。こちらは先ほど説明申し上げました国庫補助金について、東京都がいわゆる上乗せとして実施する補助金でございまして、補助率は基準額の3分の1となっております。

続きまして、その下の同じく第6目教育費補助金のデジタル利活用支援員配置支援事業費は3億4,851万4,000円の増額でございます。こちらは区市町村における端末導入支援員に要する経費が補助対象でございまして、補助率は基準額の4分の3でございます。

続きまして、10ページと11ページをご覧ください。第16款寄附金、第1項寄附金、第2目指定寄附金の2の奨学資金積立基金寄附金は19万9,000円の増額でございます。葛飾区合唱連盟からの寄附金20万円に関するものでございまして、当初予算において計上済みの予算額1,000円との差額、19万9,000円を増額するものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。12ページ及び13ページをご覧ください。第1項教育総務費、第2目事務局費は1奨学資金貸付経費の(1)奨学資金積立基金積立金が19万9,000円の増額で、歳入でご説明いたしました寄附金に連動して葛飾区合唱連盟からの寄附金を奨学資金積立基金に積み立てるものでございます。

続きまして、その下、第3目教育指導費の1移動教室体験学習経費は、6,176万5,000円の減額でございます。その下の(1)及び(2)の経費のいずれも新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、事業の実施方法を変更したことに伴うものでございます。(1)の①小学校移動教室・林間経費は、日光林間学園移動教室を2泊3日から1泊2日に変更したことにより、バスの借上料の執行残が生じたため、1,152万6,000円を減額するものでございます。

また、②の小学校体験学習・臨海経費は、岩井臨海学校を2泊3日から1泊2日に変更したことにより、民宿の使用料及びバスの借上料に執行残が生じたため、1,989万3,000円を減額するものでございます。

さらに、(2)の中学校移動教室・林間経費は、水上移動教室を2泊3日から1泊2日に変更したことにより、宿泊、輸送、登山指導に係る委託料の執行残が生じたため、3,034万6,000円を減額するものでございます。

次に、12ページの補正額の財源内訳の特定財源の欄をご覧ください。こちらは学校教育総合システム運用保守委託費に係る財源更正でございまして、歳入で説明を申し上げましたICT関連の国庫支出金及び都支出金を特定財源として充当するものでございます。

続きまして、14ページ及び15ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費の1小学校維持管理経費の(1)学校施設維持管理経費は、3,942万円の増額でございます。内訳でございますが、①は電気・ガス料金の高騰に伴い、2億395万8,000円の増額。②は小学校の体育館に設置いたしました冷暖房機器の借上料につきまして、リース事業者に対して東京都から補助金が交付されたことに伴い、当初の契約額を減額する変更を行ったことで執行残が生じたことにより、1億6,453万8,000円を減額するものでございます。また、補正額の財源内訳をご覧ください。歳出の減額に合わせまして、特定財源の基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、その下、第3目学校給食費は、給食用食材購入費に係る財源更正でございまして、政策経営部が歳入所管である都支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正に伴い、そのうちの3,342万円を特定財源として充当するものでございます。

続きまして、第6目学校施設建設費の1校地取得経費は2億5,810万7,000円の増額でございます。東綾瀬小学校第二校庭用地を、葛飾区土地開発公社から取得するものでございます。また、補正額の財源内訳をご覧ください。歳入の特別区債の増額補正により2億3,200万円を特定財源として充当するものでございます。なお、特別区債につきましては、25ページに充当事業及び限度額を記載しておりますので、ご確認いただければと存じます。

続きまして、16ページ及び17ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費の1中学校維持管理経費の(1)学校施設維持管理経費は、9,333万1,000円の増額でございまして、電気・ガス料金の高騰によるものでございます。

続きまして、その下、第3目学校給食費は、第2項小学校費と同様に、給食用食材購入に係る財源更正でございまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正に伴い、そのうちの1,498万7,000円を特定財源として充当するものでございます。

続きまして、18ページ及び19ページでございます。第4項校外施設費、第1目校外施設管理費の1日光林間学園管理運営経費の(1)日光林間学園管理運営委託費は、230万3,000円の増額で、電気料金等の高騰による指定管理者に対する光熱水費貸付分の増額によるものでございます。

続きまして、20ページ及び21ページをご覧ください。第6項社会教育費、第2目社会教育施設費の1図書館管理運営経費の(1)維持管理費は、1,235万2,000円の増額で、電気・ガス料金の高騰によるものでございます。

続きまして、22ページ及び23ページをご覧ください。第7項社会体育費、第2目社会体育施設建設費の1運動場等整備経費の(1)金町公園プール改修経費は、5,407万1,000円の減額でございまして。金町公園プールの改修を取り止めたことに伴いまして、①の設計委託費について2,850万円、②の地盤調査等委託費について2,557万1,000円をそれぞれ減額することによるものでございます。なお、設計委託費につきましては、令和5年度までの債務負担行為を設定しておりましたが、そちらにつきましても期間及び限度額を補正いたします。詳細につきましては、24ページの債務負担行為補正の表の一番下にその旨を記載してございますので、ご確認をいただければと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第2号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案等の第3号「葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第3号「葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして説明を申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

2枚、おめくりいただきまして、改正条例の新旧対照表をご覧ください。第2条に職員の定数は、次に掲げるとおりとすると記載がございまして、(1)から(7)までそれぞれ部局の人数

を記載してございます。まず、2条の(3)をご覧ください。右側が改正案でございます。教育委員会の事務部局の職員、224人を242人に改めるものでございます。こちらにつきましては、本条例を改正した平成31年4月1日以降、教育情報化推進事業、かつしかふれあいRUNフェスタ、葛飾柴又の文化的景観保存事業、水泳指導の充実などの行政需要が増加したことが主な理由でございます。

次に、(4)教育委員会の所管に属する学校の職員、アの学校の事務局の職員でございます。こちらにつきましては、175人を130人に改めるもので、学校給食調理業務の委託化が進んだことによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第3号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第4号「葛飾区立水元小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第4号「葛飾区立水元小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

本件は、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきまして、添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入ります。3枚目の右上に参考資料と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立水元小学校について、建築工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立水元小学校建築工事でございます。

2の「工事箇所」は、葛飾区水元四丁目21番1号です。

4の「契約金額」は、36億6,096万5,000円で、5の「契約の相手方」は記載の金子・田辺建設共同企業体でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年1月31日まででございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載しております。なお、中ほどの主要諸室等に職員室と事務室が一体となった校務センターの表記がございます。これは、平成27年12月の中央教育審議会で、チームとしての学校の実現を目指すことへの考え方が進言さ

れ、それを実現するための一つとして教員・事務職員の執務エリアを一体とした校務センター化を学校と協議の上、決めたものでございます。

また、次のページの別紙に学校の案内図を添付してございます。恐れ入ります。案内図の裏面の2ページをご覧ください。こちらが配置図となり、斜線の箇所が工事範囲でございます。また3ページ以降に、工事を行う各階の平面図等を添付してございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第4号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第5号「葛飾区立道上小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第5号「葛飾区立道上小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

本件は、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入ります。3枚目の右上に参考資料と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立道上小学校について建築工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立道上小学校建築工事でございます。

2の「工事箇所」は、葛飾区亀有四丁目35番1号です。

4の「契約金額」は、39億円で、5の「契約の相手方」は、記載の永井・トーヨー建設共同企業体でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年2月28日まででございます。

恐れ入ります。次に裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載してございます。また、次のページの別紙に学校の案内図を添付してあります。

恐れ入ります。案内図の裏面2ページをご覧ください。こちらが配置図となり、斜線の箇所が工事範囲でございます。また、3ページ以降に工事を行う各階の平面図等を添付してございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第5号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第6号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第6号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

内容につきましては、資料を2枚、おめくりいただきまして、3枚目の新旧対照表をご覧ください。3枚目のさらに裏面でございます。右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。

従前より本条例につきましては、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に内容を合わせているところでございます。こちらの東京都の条例が昨年12月に改正されたことに伴いまして、区の条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、条例別表1の項中、7,059円を7,194円に、8,730円を8,820円に、1万1,448円を1万1,481円に改め、同表2の項中、6,135円を6,240円に、7,215円を7,260円に、8,937円を8,943円にそれぞれ改めるものでございます。

付表の下、付則の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

そのほかの取扱いにつきましては、経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第6号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第7号「葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第7号「葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明を申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

内容につきましては、資料を2枚おめくりいただきまして、3枚目の新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所となっております。

令和5年4月1日付で高砂中学校が高砂小学校と合築され、校舎の位置が変わることで、住所が変更になることから、別表2の部、葛飾区立高砂中学校の項中、高砂三丁目32番1号を高砂三丁目30番1号に改めるとともに、葛飾区立水元幼稚園が令和6年度末に運営を終了することから、別表4の部、葛飾区立水元幼稚園の項を削るものでございます。

なお、付則といたしまして、別表2の部、葛飾区立高砂中学校の項の改正規定は令和5年4月1日から、同表4の部、葛飾区立水元幼稚園の項を削る改正規定は令和7年4月1日から施行としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第7号について原案のとおり可決いたします。

次に、議案第8号「葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、議案第8号「葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明をさせていただきます。

本案は、別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答するものでございます。

恐れ入りますが、次のページ、1ページをおめくりください。条例改正の内容につきましては、この議案第36号「葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例」の提案理由にありますとおり、博物館法の改正ですが、令和4年度4月15日に博物館法の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、規定の整備をする必要があるために本案を提出するものでございます。

具体的な内容につきましては、恐れ入りますが、もう1ページおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右にございますとおり、運営協議会に関わる根拠条文が改正をされたため、下線で引かせていただいておりますが、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第8号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等の8件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「葛飾区立日光林間学園の指定管理者との基本協定について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、報告事項1「葛飾区立日光林間学園の指定管理者との基本協定について」ご説明いたします。

本協定は、葛飾区教育委員会の指導監督の下、指定管理者に事業運営及び施設管理を行わせる上での必要な基本的な事項を定めるものでございます。

初めに、1「経過」でございます。令和4年6月から10月にかけて、次期指定管理者の公募及び選定を行い、優秀提案者を選定した後、12月15日に指定管理者として議決をされているものでございます。

続きまして、2の「基本協定の概要」でございます。(1)「協定締結者」につきましては、甲が葛飾区教育委員会、乙が国際自然大学校・宮ビルサービス共同体でございます。

(3)の「指定期間」は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

(4)の「基本協定書(案)」ですが、恐れ入ります。次にあります別紙1をご覧ください。こちら、葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書(案)でございます。1ページ目をお開きください。第1章の総則で、本協定書の目的、また次の2ページ目以降で管理業務などの記述を、本区の指定管理者制度ガイドラインに沿って作成したものでございます。

前回の基本協定書から追加したものを抜粋して説明させていただきます。3ページ目をお開きください。第10条の第2項、緊急時の対応では、災害時には葛飾区が定める葛飾区地域防災計画に基づき、対応しなければならないと新たに記載してございます。

具体的には、区が被災した場合の区民の受入れを想定しているものでございます。

続きまして、同じページの下にある第13条では、「学園の設備利用料金は、別紙2のとおりとする」と記載があります。恐れ入ります。14ページをご覧ください。こちら日光林間学園施設利用料金の表の下、(5)でございます。こちらでは、インボイス制度に関する記載を新たに

追加してございます。

次に、恐れ入りますが、戻りまして 10 ページをお開きください。こちらは基本協定書に添付する各書類を指定してございます。

続きまして、再度お戻りいただきまして、最初のページをご覧ください。3の基本協定に基づく年度協定でございます。こちら毎年度管理運営の具体的な内容、モニタリング、委託料、教育委員会への還元、事業計画書等によって、年度協定により定めることとなっております。こちらは後ほどご説明をさせていただきます。

次に、裏面をご覧ください。4の「今後の予定」でございますが、3月下旬に基本協定締結後、4月1日に令和5年度協定を締結し、指定管理業務を開始いたします。その後、来年の令和6年7月に令和5年度の管理運営状況と決算の報告をさせていただきます。

続きまして、こちら最後にあります別紙2「葛飾区立日光林間学園 令和5年度協定の概要」をご覧ください。別紙2の最後でございます。こちら2の「管理業務の内容」では、(1)「施設の維持管理に関する業務」、(2)「施設の運営に関する業務」、(3)「自主事業の企画運営業務」の構成となっており、公募要項の記載に沿ったものでございます。

次に3の「委託料」でございます。(1)「令和5年度予算額」は、5,325万3,000円でございます。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。(5)「修繕料・植栽管理費及び燃料・光熱水費」でございます。こちらは、指定管理者に貸付け、年度終了後に清算するものでございます。

続きまして、4の「モニタリング等」でございます。(1)「業務報告」につきましては、月次・四半期・年度ごとに業務報告書を作成し、教育委員会に提出するものでございます。

また、(2)「教育委員会によるモニタリング」につきましては、②の移動教室実施校、こちらは毎年度報告させていただいておりますけれども、学校にアンケートを取っていただいて学園職員の対応、食事について意見を把握するものでございます。

また、(3)「指定管理者自身によるモニタリング」につきましては、①の自らセルフモニタリングシートを用いて、業務チェックを毎月実施いたします。また、一般利用者にもアンケートを実施して、広く利用者の意見に耳を傾けることとしてございます。

次に、(4)「モニタリング会議の開催」では、四半期ごとに業務改善のための会議を行います。なお、令和4年度は現地、日光で直接会議をやったほか、オンラインでの会議を行うなど、日頃から綿密に連携を図った次第でございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりとします。

次に、報告事項等の2「葛飾区体育施設の指定管理者の公募について」の報告をお願いします。
生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等の2、「葛飾区体育施設の指定管理者の公募について」ご説明いたします。

葛飾区体育施設は、令和5年度末をもちまして、今期の指定期間が終了いたします。

指定管理者による葛飾区体育施設の管理運営につきましては、「サービスの向上」や「施設の有効活用」、「利用者ニーズへのより迅速な対応」などの観点から、総合的に見て、民間のノウハウを生かして効率的・効果的に行うことができると認められるため、次期についても引き続き指定管理者制度を活用することといたしまして、以下のとおり公募を実施するものでございます。

「公募の形態」といたしましては、現在、葛飾区体育施設は業務委託契約により管理運営をしています東金町運動場スポーツクライミングセンターを除き、一つの事業者が管理運営をしておりますが、次期公募に当たりましては、区内体育施設における均一なサービスの提供及び一括管理による運営の効率化などを考慮し、東金町運動場スポーツクライミングセンターを含めた実施といたします。

葛飾区体育施設管理者選定委員会の設置につきましては、2枚目に添付してございます「葛飾区体育施設指定管理者選定委員会設置要綱」と併せてご覧いただきたいと思っております。アの所掌事項につきましては、第2条でございますが、公募応募者の中から指定管理者として適当と認められるものを選定し、葛飾区教育委員会に報告いたします。

イの構成につきましては、第3条でございます。学識経験者、行政、財務、体育の各分野から計6名程度、教育委員会事務局部長級の者で構成をいたしまして、7名といたします。

任期につきましては、第4条でございます。委嘱の日から選定結果の報告の日までとなります。事務局につきましては、第9条でございますけれども、生涯スポーツ課とさせていただきます。選定委員会の開催予定といたしましては、第1回が公募要項等の検討・決定を3月に、第2回は第1次審査を5月に、第3回は第2次審査を7月に行う予定です。

葛飾区体育施設管理者公募要項等につきましては、指定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたします。

恐れ入ります。裏面へお進みください。「前回公募要項からの主な変更点」でございます。新たにスポーツクライミングセンターを加えるため必要事項等を追加しております。「鎌倉公園プール」「堀切橋少年野球場」に関する箇所を削除しております。

ウといたしましては、遵守すべき関連法規の「葛飾区個人情報保護に関する条例」を削除し、「個人情報の保護に関する法律」を追加する予定でございます。

また、エといたしましては、留意事項として「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について」を追加しております。

「応募資格」につきましては、株式会社等の法人、その他団体としております。

「参考資料」といたしまして、記載の2点を添付してございます。

5の「今後のスケジュール」につきましては、記載のとおりでございます。

恐れ入ります。お進みいただきまして、葛飾区体育施設指定管理者応募要項（案）をご覧ください。主な変更点について、ご説明させていただきます。こちらの1から5ページにつきましては、現在の指定期間中に改訂をしました国のスポーツ基本計画、区の基本計画、また現在作成中の葛飾区スポーツ推進計画に沿った内容として掲載をさせていただいております。

6ページにお進みいただければと思います。（1）「施設の名称」三つ目の丸のところ、スポーツクライミングセンターを追加しております。8ページへお進みいただければと思います。

8ページから14ページまでは、施設の名称、所在地等を掲載してございます。鎌倉公園プールや堀切橋少年野球場の記載を削除し、スポーツクライミングセンターを追加しております。

16ページへお進みいただければと思います。中ほどのかぎ括弧のとおり、個人情報の保護につきまして条例から法律の記載へガイドラインの改正を予定しております。それに合わせて修正する予定を掲載しているものでございます。

28ページにお進みいただければと思います。こちらの支払限度額につきましては、削除した施設と追加したクライミング施設を加味してこの金額を算定いたしましたけれども、昨今の物価や人件費の高騰についても加味する方向で、現在算定中でございます。

38ページへお進みください。こちらのページと44ページでは、審査の採点表の中にスポーツクライミングの項目の追加をしてございます。

最後のページ、51ページにお進みください。（5）の記載といたしまして、インボイス制度への対応を追加しております。

非常に簡単ではございますけれども、私の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 葛飾区の体育施設について、私も利用させていただく区民の1人なのですけれども、コロナ禍での対応を葛飾区の施設はしっかりされていたのではないかなと思いますし、利用も途切れることなく利用できたというのは、区民としてもうれしく感じております。

今回新たなところになるのかどうなのか分からないですけれども、公募の中で今の基準を保てるようにしっかりしたところにやっていただけたらなと考えております。

要望になりますけれども、よろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 昨今個人情報というのですごく問題になっているのですけれども、特にこういう指

定管理者の方たちのところに名簿等があって、そういうのが役所など公的なところから漏れてしまうというのはまずないと思うのですけれども、意外に指定管理者から漏れるケースというものは出てくる可能性があるのではないかと思います。今まで以上にその取扱い、その辺のことの徹底というのでしょうか。それをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 現在も個人情報の保護、管理に関しましては、指定管理者の取扱い基準を決めさせまして、こちらの条例、規則に沿った運用を進めていただくように指導もしております。

そういった個人情報の管理につきましては、鍵がかかる部屋等にしまうようにということで、こちらでも指導を進めているところではございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そういうふうにはしてあったとしても、やろうと思えば何でもできるではないですか。ですから、そういったことを区がきちんと考えているというのをもう一回徹底する。今のこういうときで、名簿、いろいろなもの名寄せをしていくというのが結構あるみたいですから、それが一つでも葛飾区の指定管理者から漏れたとかそういったことがあるといけないので、特に、私たちももちろんですけども、指定管理者とかそういったところをお願いをしている部分に関しては、その辺を強く指導していただくといいかなと思います。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 指定管理者とも、月に1回ほどの定例会とか情報交換の場の設定もしてございます。そういう機会を捉えまして、個人情報の管理につきましても情報共有なり指導を徹底していきたいと考えてございます。

○上原委員 よろしくをお願いします。

○教育長 よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 東金町運動場クライミングセンターを一括して管理していただくというのは大変いいのですけれども、一つ、この鎌倉公園プールと堀切橋の野球場、これが管理されなくなったというのは何か理由があったのですか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 鎌倉公園プールにつきましては、廃止をしてございますので、そちらの施設を抜いてございます。堀切橋少年野球場につきましては、そこを廃止して公式野球場と位置をずらしているということがございまして、施設自体がなくなったという状態で、削除してございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○日高委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

続きまして、報告事項の3「図書サービスカウンターの設置について」の報告をお願いします。
中央図書館長。

○中央図書館長 「図書サービスカウンターの設置について」ご報告させていただきます。

リリオ亀有図書サービスカウンターに次いで、区内2カ所目のサービスカウンターで図書館の利用促進のためJR新小岩駅の南口に建設される駅ビルに設置するものでございます。

名称は、「(仮称)新小岩駅南口駅ビル図書サービスカウンター」で、設置場所は葛飾区新小岩一丁目45番1号、(仮称)新小岩駅南口駅ビル6階。

別紙をご覧くださいませでしょうか。6階平面図となっておりますが、この左端の中程に設置してございます。

お戻りいただきまして、開庁時間、開庁日につきましては、表記のとおりでございます。

取扱業務は、(1)(2)の図書の貸出し、返却に加え、図書管理利用登録を行います。また、資料検索機を設置し、区立図書館の蔵書の検索並びに予約を可能といたします。

運営方法は、リリオ亀有図書サービスカウンターと同様に、業務委託により実施することといたします。

開設日は、令和5年10月1日を予定しております。

裏面に移りますが、周知方法は表記のとおりの方でお知らせする予定でございます。

そのほかといたしまして、さきに開設しておりましたリリオ亀有図書サービスカウンターでは、区立図書館利用登録業務は行われておりませんでした。新小岩駅南口駅ビル図書サービスカウンターで実施するのに合わせて、亀有リリオでも実施することといたしました。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の3を終わりいたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で令和5年教育委員会第2回定例会を閉会といたします。ありがとうございます。

閉会時刻 11時20分